

東京都板橋区食品衛生法違反者等の公表取扱要綱

(平成 15 年 7 月 1 日区長決定)

最終改正 令和 3 年 6 月 8 日

(目的)

第 1 条 この要綱は食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。)第 69 条の規定に基づき、法又は法に基づく不利益処分に違反した者の名称等の公表について、公平かつ統一的な取扱いを図るため、必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第 2 条 公表は、法の趣旨にのっとり、時機を逸することなく、速やかに行われなければならない。ただし、違反が軽微なもの(当該違反者の故意又は重大な過失等によるものではないもの、当該違反による健康への影響が少ないもの又は当該違反に対する社会的な関心の程度が低いもの等をいう。)であって、当該違反について直ちに改善が図られたものは公表を行わないものとする。

(公表対象)

第 3 条 公表の対象は、不利益処分又は書面による行政指導(以下「不利益処分等」という。)を受けたものであって、別表に定めるものとする。

(公表時期)

第 4 条 公表は、不利益処分等を行った後、速やかに行うものとする。

ただし、法の規定に違反する食品、添加物、器具、容器包装、法第 68 条第 1 項に規定するおもちゃ又は同条第 2 項に規定する洗浄剤(以下「違反食品等」という。)については、区民に対する危害防止という観点から、違反事実が確定し、回収指示を書面で行った時点で公表する。

(公表期間)

第 5 条 公表の期間は原則として 7 日間とする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 期間の定めのある不利益処分等にあつては 7 日間に満たない場合においても 7 日間を公表期間とし、7 日間を超える場合は当該期間と同じ日数とする。

(3) 前号に掲げるもの以外

原則として、違反状態が改善され、又は適法な状態になるまでの期間とする。

(公表内容)

第 6 条 区長は、施設等に関する不利益処分等については、原則として次の各号に掲げるものについて公表するものとする。

(1) 公表年月日

(2) 不利益処分等の対象となった施設の業種

(3) 不利益処分等の対象となった施設の名称及び営業者氏名(法人にあつては、施設の

名称、法人名、代表者氏名、法人所在地及び法人番号)

- (4) 不利益処分等の対象となった施設所在地
- (5) 不利益処分等を行うにあたり、適用した条項
- (6) 不利益処分等を行った理由
- (7) 不利益処分等の内容
- (8) 原因食品や病因物質等、事案の概要が分かる事項
- (9) 生又は加熱不足な鶏肉の提供が原因と特定又は推定(原因となった食事に含まれる場合を含む。)されるカンピロバクター食中毒が発生した場合は、提供した料理の中に生又は加熱不十分な鶏肉を含む旨

2 区長は、違反食品等に関する不利益処分等については、次の各号に掲げるものについて公表するものとする。

- (1) 公表年月日
- (2) 違反食品等が特定できる事項
 - ア 公表年月日
 - イ 違反食品等が特定できる事項
 - (ア) 名称及び商品名
 - (イ) 違反食品等の製造者、加工者又は輸入業者の氏名
 - (ウ) 違反食品等の製造者、加工者又は輸入業者の所在地
 - (エ) ロットや原産国名等、違反食品等を特定するために必要な事項
 - ウ 違反内容
 - エ 不利益処分等を行うにあたり、適用した条項
 - オ 不利益処分等の対象となった者の氏名及び所在地(法人にあっては、法人名、代表者氏名、法人所在地及び法人番号)
 - カ 不利益処分等の内容及び措置状況

3 不利益処分等に違反した場合は、前2項の内容に加え、不利益処分等に違反した旨を公表するものとする。

4 不利益処分等の対象になった違反食品等の製造者、加工者又は輸入者が区外の者である場合でも、区内の販売者に違反の原因があるときは、当該区内販売業者の公表事項を公表する。ただし、当該業者に違反の責任がないときは、販売者の氏名、販売施設の名称及び所在地は公表しないことができる。

(関係機関との協議)

第7条 公表の際には、違反食品等の製造者、加工者又は輸入者が区外にある場合は、事前に当該施設を所管する行政機関と十分に協議するものとする。

(公表方法)

第8条 公表の方法は、板橋区公式ホームページへの掲載等によるものとする。

(公表の終了)

第 9 条 公表の期間を経過したものについては、板橋区公式ホームページから削除する。

付 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 16 年 8 月 4 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 6 月 9 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 8 日から施行する。

別表（第3条関係）

「公表の対象」とは、次の（１）と（２）の者をいうものとする。

（１）次に掲げる規定に違反した営業者で、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第59条（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）第60条（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第61条（法第68条第1項及び第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により不利益処分をされ、又は書面による行政指導を受けたもの。

- ・法第6条（不衛生食品等の販売等の禁止）
- ・法第7条（新規開発食品の販売の禁止）
- ・法第8条第1項（指定成分等含有食品に係る健康被害情報の届出）
- ・法第9条第1項（食品等の包括的輸入禁止）
- ・法第10条（病肉等の販売等の制限）
- ・法第11条第1項（輸入食品に係る規制（輸出国側でのHACCPに基づく衛生管理））
- ・法第11条第2項（輸入食品に係る規制（衛生証明書の添付））
- ・法第12条（添加物等の販売等の制限）
- ・法第13条第2項（規格及び基準に合わない食品等の販売等の禁止）
- ・法第13条第3項（一定量を超える量の農薬等が残留する食品の販売等の禁止）
- ・法第16条（有毒、有害器具等の販売等の禁止）
- ・法第17条第1項（器具等の包括的輸入禁止）
- ・法第18条第2項（規格及び基準に合わない器具等の販売等の禁止）
- ・法第18条第3項（器具等から基準を超えて溶出する成分の使用禁止）
- ・法第19条第2項（表示がない食品等の販売の禁止）
- ・法第20条（虚偽の又は誇大な表示又は広告の禁止）
- ・法第25条第1項（食品等の検査に不合格添加物等の販売等の禁止）
- ・法第26条第4項（検査結果の通知を受ける以前の販売等の禁止）
- ・法第48条第1項（食品衛生管理者の非設置）
- ・法第50条第3項（有毒、有害物質の混入防止等の措置基準の非遵守）
- ・法第50条の2第2項（公衆衛生上必要な措置の基準の遵守）
- ・法第50条の3第2項（公衆衛生上必要な措置（器具容器包装製造施設））
- ・法第50条の4第1項（器具容器包装の事業者間での情報伝達）

（２）次に掲げる規定による基準又は条件に違反した営業者であって、法第60条又は法第61条の規定による不利益処分をされ、又は書面による行政指導を受けたもの

- ・ 法第 54 条（営業施設の業種別基準の非遵守）
- ・ 法第 55 条第 2 項第 1 号から第 3 号（営業許可の欠格）
- ・ 法第 55 条第 3 項（営業許可条件の不適合）

（ 3 ）不利益処分等に違反した者